

令和4年度第2回神戸市教育委員会会議の結果

※政策形成過程を公表する趣旨から、非公開とした会議項目のうち、会議後に方針等が公表されたものは、議論の過程の一部についても記載しています。

教第4号議案 神戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続きの実施について

神戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続きの実施について、社会教育法に定める市長による教育委員会への意見聴取の手続きに基づき、改正案の説明を受け、以下のとおり意見を決定した。

施設を使用する場合の申込期日や使用料の徴収方法、休館日の前日の利用者の申請に基づき許可することができる開館時間の変更等の改正案について、原案どおり市民意見公募手続きを実施することに異議はない。

また、公民館の利用状況や子供向け講座の申込状況等について確認した。

教第5号議案 神戸市立青少年科学館条例施行規則の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続きの実施について

神戸市立青少年科学館条例施行規則の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続きの実施について、社会教育法に定める市長による教育委員会への意見聴取の手続きに基づき、改正案の説明を受け、以下のとおり意見を決定した。

令和4年7月にリニューアルオープン予定のプラネタリウムドーム等の使用許可の手続きや営利目的で使用する際の届出事項、使用料等の返還・減免に関する基準、行為の禁止等の改正案について、原案どおり市民意見公募手続きを実施することに異議はない。

プラネタリウムドーム等の使用許可について、利用する学校園に影響がでないか等について確認した。

協議事項1 学校園における新型コロナウイルス感染症対策等について

新型コロナウイルス感染症の感染が下げ止まりの中で新年度を迎えた学校園の運営状況を確認し、今後必要な熱中症対策の徹底について協議した。

熱中症対策については、通知に加え研修や会議の場で積極的に学校園に周知を行うとともに、児童生徒等やそれぞれの家庭への注意喚起も徹底していくことを確認した。

報告事項1 教育長の臨時代理による神戸市教育委員会規則の改廃について

神戸市教育委員会事務局組織規則及び神戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則、神戸市青少年科学館条例施行規則及び神戸市教育委員会指定管理者選定評価委員会規則を廃止する規則について、教育長の臨時代理により規則を制定し、公布したことが報告された。